

第1章 空き家等対策の前提条件の整理

(1) 計画策定の背景と目的

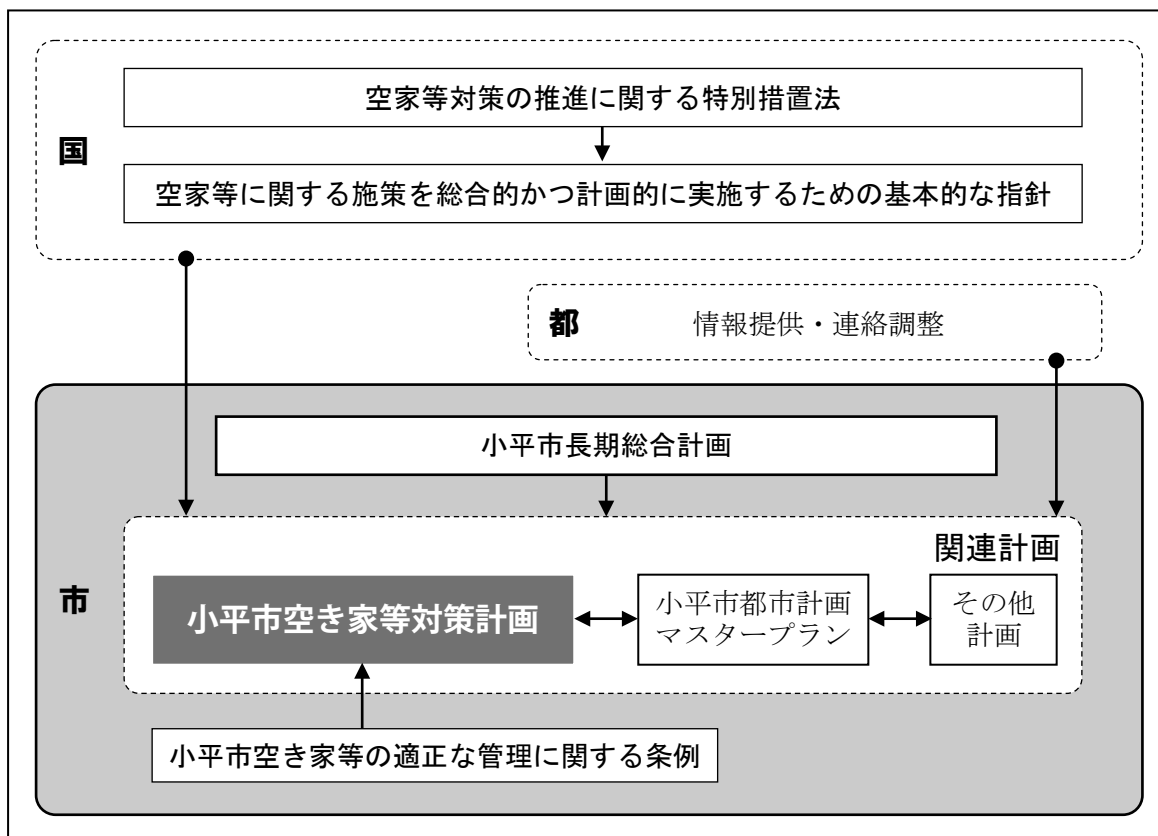
次のような背景から空き家等が増加し、適正な管理が行われていない空き家等が防災、防犯、衛生、景観等の観点から市民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

- (1) 今後の全国的な人口減少や高齢化等の進展
- (2) 既存の住宅や建築物の老朽化の増加
- (3) 社会的ニーズや産業構造の変化等

そこで、空き家等の発生予防をはじめ、適正な管理や利活用等に関して総合的かつ計画的に推進していくため、空き家等対策計画を策定します。



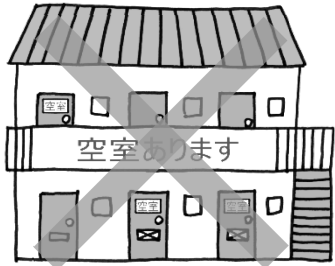
(2) 計画の位置づけ

本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第6条に規定する計画であり、国の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下、「国指針」という。）に即しつつ、本市の上位計画やその他関連する計画等、小平市空き家等の適正な管理に関する条例（以下、「条例」という。）との整合を図り作成します。



(3) 計画の対象【国指針1：対象となる空家等の種類】

- ・本計画の対象とする空き家等の種類は、法や条例に基づく「空き家等」及び法に基づく「特定空き家等」とします。
- ・なお、「空き家等」は、共同住宅や長屋で、一部住戸のみが空き室となっているものは対象としていません。

対象	<p>■空き家等</p> <p>・現に居住その他の使用がなされていない建築物等を広く含める「空き家等」をいいます。</p> 	<p>■特定空き家等</p> <p>・法第2条第2項に定める「特定空き家等」をいいます。</p> 
	対象外	<p>・共同住宅については、1棟のうち一部住戸のみが空き室となっているものについては、本計画の対象外となりますが、全ての住戸が空き室となった場合には、空き家等として本計画の対象となります。</p>  <p>1棟のうち一部住戸のみが空き室となっているものについては、本計画の対象外</p>

(4) 計画の対象地区【国指針1：対象地区】

- ・高齢化等の進展の社会情勢の変化に伴い、市内全域において空き家等の発生が増加すると考えられるため、対象地区は市内全域とします。

(5) 計画の期間【国指針2：計画期間】

- ・計画の期間は、平成31年度からの5年間とします。
ただし、社会経済情勢の変化や、国や都の各種施策等に応じて計画内容や期間の見直しができることとします。